

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 人事委員会

- 人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七十二（退職手当の支給）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七十三（へき地手当等）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七十四（地域手当）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七十五（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則八十五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則八十六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則九十二（職員の定年等）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則九十三（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則九十四（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則九十五（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

ページ

一 二 二 三 五 六 六 六 七

## 人事委員会

人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七十八（管理職手当）

人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中「技術参事」を「技術参事」に、

「専門副参事」を「専門副参事」に、

高等看護学校	校	長
子ども総合センター	所	長
児童相談所	所	長
四種		

を

子ども総合センター	所	長
児童相談所	所	長
四種		

に、「女性相談センター」を「女性相談

支援センター」に改め、同表教育委員会の項中

「技術参事」を

「技術参事」に改め、専門副参事」を「専門副参事」に改め

る。

別表第二イの表中「県立高等学校」「県立中学校」を「県立高等学校」「県立中学校」に改める。

別表第二ハの表中「県立高等学校」を「県立高等学校」に改める。

別表第二ニの表中「県立中学校」を「県立中学校」に、「市町村立中学校」を「市町村立

中学校」に、「市町村立義務教育学校」を、「市町村立義務教育学校」に改める。

別表第二備考中「。」を「。」に改める。

別表第三イの表中「市立高等学校、県立中学校」を、「市立高等学校、県立中学校」に改める。

別表第三ハの表中「市立高等学校等」を、「市立高等学校等」に改める。

別表第三ニの表中「市立中学校等」を、「市立中学校等」に改める。

市町村立義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―二十一―十九

人事委員会規則七―二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)に基づき、人事委員会規則七―二十(退職手当の支給)の一部を次のように改正する。

別表口の表第三号区分の項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた者のうち、平成十九年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十九年四月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの

別表口の表第四号区分の項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 特定任命により職員となつた者のうち、平成十九年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの

別表口の表第五号区分の項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 特定任命により職員となつた者のうち、平成十九年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十九―四十七

人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

別表一級の項中

「石巻市立大原小学校  
登米市立津山小学校  
気仙沼市立中井小学校  
南三陸町立名足小学校

」を

「石巻市大原浜大光寺一番地  
登米市津山町横山字本町九一番地  
気仙沼市唐桑町中井一三四番地三  
本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地

」

「石巻市立大原小学校  
南三陸町立名足小学校

」に改め

「石巻市大原浜大光寺一番地  
本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地

る。

同表準へき地学校の項中

「気仙沼市立月立小学校  
南三陸町立戸倉小学校

」を

「気仙沼市塚沢六五番地  
本吉郡南三陸町戸倉字津野五〇番地一

「気仙沼市立月立小学校  
気仙沼市立唐桑小学校  
南三陸町立戸倉小学校

」に改め

「気仙沼市塚沢六五番地  
気仙沼市唐桑町明戸二〇八番地六  
本吉郡南三陸町戸倉字津野五〇番地一

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五十三(地域手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―五十三―二十九

人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

別表中

千葉市 東京都府中市 小金井市

百分の十五

さいたま市 千葉市 東京都府中市 小金井市

百分の十五

立川市

百分の十二

広島市

百分の十

改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六十二（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―六十二―四十一

人事委員会規則七―六十二（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―六十二（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

一 一年を通じて特勤勤務手当が支給される公署

一級地 区分	公 署 名	所 在 地
大崎地方ダム総合事務所 大崎地方ダム総合事務所 大崎地方ダム総合事務所	大崎地方ダム総合事務所 大崎地方ダム総合事務所 大崎地方ダム総合事務所	大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川四五の二 大崎市鳴子温泉字奥羽岳三 大崎市鳴子温泉鬼首字原三五

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和六年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二 冬期に限り特勤勤務手当が支給される公署

一級地 区分	公 署 名	所 在 地
栗原地方ダム総合事務所 栗原地方ダム総合事務所	栗原地方ダム総合事務所 栗原地方ダム総合事務所	栗原市栗駒文字荒砥沢五七

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和六年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（特勤公署とされていた公署に勤務する職員の特勤勤務手当の月額等に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与条例第十二条の二第一項に規定する特勤公署（以下「特勤公署」という。）とされていた公署は、令和八年三月三十一日までの間、特勤公署とする。

3 前項の規定に基づき特勤公署とされた公署に勤務する職員の給与条例第十二条の二第一項及び第二項の規定による特勤勤務手当の月額等は、この規則による改正後の規則七―六十二（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては特勤勤務手当経過措置基礎額にこの規則による改正前の規則七―六十二（以下「改正前の規則」という。）による当該公署の級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から令和七年三月三十一日までの間においては百分の七十を、同年四月一日から令和八年三月三十

一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二条第二項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額(以下この項において「勤務することとなつた日等に係る基礎額」という。)と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額(第五項第二号において「施行日の前日に係る基礎額」という。)を合算した額(その額が勤務することとなつた日等に係る基礎額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額(以下この項において「特地勤務手当経過措置特例基礎額」という。)を超えることとなる期間については、当該特地勤務手当経過措置特例基礎額とする。

5 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)又は改正後の規則第二条第二項各号に定める日若しくは施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前項の規定による特地勤務手当経過措置基礎額の算定については、次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 勤務することとなつた日等に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の月額を同日における職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この条において「育児短時間算出率」という。)で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に係る給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ニ 施行日の前日に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間算出率を乗じて得た額であつたもの その日に受けていた給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

6 第二項の規定に基づき特地公署とされた公署に勤務する職員のうち、改正前の規則第二条の二各号に掲げる公署であつた公署(次項において「改正前の特定特地公署」という。)に勤務する職員には、令和六年十一月一日から令和七年三月三十一日まで及び同年十一月一日から令和八年三月三十一日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

7 第二項の規定に基づき特地公署とされた公署に在勤する職員の給与条例第十二条の三の規定による特地勤務手当に準ずる手当(冬期に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項並びに第五条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員であつて、施行日において給与条例第十二条の三に規定する準特地公署(以下「準特地公署」という。)に該当することとなつた公署であつて、改正前の特定特地公署であつた公署に在勤する職員にあつては、当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第四条第二項若しくは第三項又は第五条第三項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(異動の日等から起算して四年に達した職員にあつては、零)を乗じて得た額に、令和六年十一月一日から令和七年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から令和八年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

8 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、異動の日等に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額(以下この項において「準ずる手当経過措置特例基礎額」という。)を超えることとなる期間については、当該準ずる手当経過措置特例基礎額とする。

9 育児短時間勤務職員等又は異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前項の規定による準ずる手当経過措置基礎額の算定については、異動の日等に係る給料の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 異動の日等に係る給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

算出率を乗じて得た額

10 (級別区分が下位となつた特地公署に勤務する職員の特地勤務手当の月額等に関する経過措置)

施行日における改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位となつた期間を有する公署に勤務する職員の給与条第十二条の二第一項及び第二項の規定による特地勤務手当(冬期のみ級別区分が下位となつた公署に勤務する職員にあつては冬期に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までの間(その期間内に当該下位となつた期間を有する公署が施行日における改正後の規則による級別区分と異なる級別区分となつた場合又は特地公署に該当しないこととなつた場合にあつては、その級別区分が異なり、又は該当しないこととなつた日の前日までの間)、施行日の前日から引き続き当該下位となつた期間を有する公署に勤務している職員にあつては改正後の規則第二条の規定による特地勤務手当の月額に、第四項から第五項までの規定による特地勤務手当経過措置基礎額に当該下位となつた期間を有する公署の下位となつた期間における改正前の規則による級別区分に係る支給割合から改正後の規則による級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に、施行日から令和七年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(準特地公署とされていた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額等に関する経過措置)

11 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、令和八年三月三十一日までの間、準特地公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員の給与条第十二条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項並びに第五条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあつては第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二)を乗じて得た額に、施行日から令和七年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

12 前項に規定する準特地公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員のうち、改正前の規則第四条第四項第二号に掲げる準特地公署であつた公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

(改正後の規則第四条第四項第二号に掲げる公署に該当することとなつた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額等に関する経過措置)

13 施行日の前日において準特地公署とされていた公署(改正前の規則第四条第四項第二号に掲げる準特地公署であつた公署を除く。)のうち、施行日に改正後の規則第四条第四項第二号に掲げる準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員の給与条第十二条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当(冬期以外の期間に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項並びに第五条第三項の規定にかかわらず、令和七年十月三十一日までの間(その期間内に当該公署が同号に掲げる準特地公署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間)、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあつては第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二)を乗じて得た額に、施行日から令和六年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、令和七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

14 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から令和七年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第四項及び第五条第五項の規定は、適用しない。

(給与条附則第三十二項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当の月額等に関する経過措置)

15 給与条附則第三十二項の規定を受ける職員に対する第二項から第十四項の規定の適用については、改正後の規則第三条の二及び第五条の二の規定を準用する。

(雑則)

16 第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八一五―五十四

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則  
人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第二号及び第八条の五中「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八一六―五十二

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則  
人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第二号及び第六条の五中「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則九一二（職員の定年等）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則九一二―四

人事委員会規則九一二（職員の定年等）の一部を改正する規則  
人事委員会は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年宮城県条例第三号）に基づき、人事委員会規則九一二（職員の定年等）の一部を次のように改正する。

第六条第十九号中「総括次長」を「事務局総括次長」に改め、同条第二十号中「支局長、副支局長」を「地方支局長、地方支局副支局長」に、「支局総括次長」を「地方支局総括次長」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一―一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則十一―一―四十九

人事委員会規則十一―一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則  
人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定により、人事委員会規則十一―一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。  
別表第一知事部局の項中「室長」の下に「担当課長」を加え、「行政経営推進課」を「行政経営企画課」に、「会計課」を「出納総務課」に改め、教育委員会の項中「室長」の下に「担当課長」を加え、教職員課の規定中「、県立学校人事専門監、副参事」を「、県立学校人事専門監、副参事」に、「主査及び主事（職員の人事、給与、服務その他勤務条件又は職員団体関係の事務を担当する職に限る。）」を「主査及び主事（教職員定数の事務を総括する職及び職員の人事、給与、服務その他勤務条件又は職員団体関係の事務を担当する職に限る。）」に改め、義務教育課の規定を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則十一―二―七十八

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定により、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一 白石市の項中
保育園
園長

を

「こども家庭センター」
所長

に改め、教育委員会の規定中「課長」を「部長 参事

課長」に改め、幼稚園の規定の次に

保育園
園長

を加え、同表名取

市の項中若竹園の規定を削り、同表角田市の項中「事務長」を「館長」に改め、同表多賀城市の項市長部局の規定中「局長」を削り、同表登米市の項中にぎわいセンターの規定を削り、同表栗原市の

（総務課関係）
課長補佐 総務係長 秘
書係長

項中、

（財政課関係）
課長補佐 財政係長
（人事課関係）
課長補佐 人事係長
（企画課関係）
課長補佐 行革推進係長

を

（総務課関係）
課長補佐 総務法令係長
秘書係長
（財政課関係）
課長補佐 財政係長
（人事課関係）
課長補佐 人事係長

に改め、ファミリーホー

ムひだまりの規定の次に

「細倉マインパーク」
所長

を加え、総合支所の規定中

「次長」を削り、教育委員会の規定中「室長」を削り、「総務係長」を「教育総務係長」に改め、同表東松島市の項中「主幹」の下に、「副主幹」を加え、同表大崎市の項中「新型コロナウイルス

（人材育成課）
課長補佐 係長 主幹、
主査及び主事（人事及び
服務を担当するものに限
る。）

を

（人材育成課）
課長補佐 係長 主幹、
主査及び主事（人事及び
服務を担当するものに限
る。）
（日本語学校推進室）

に改

め、教育委員会の規定中支局、支所の規定を削り、公民館、図書館の規定中「室長」を削り、同表七ヶ宿町の項教育委員会の規定中、「教育次長」の下に「参事」を加え、事務局の規定の次に

「公民館」
館長

を加え、同表亘理町の項中

「子育て世代包括支援センター」
所長

を

「こども家庭センター」
所長

に改め、同表利府町の項中総合体育館の規定を削り、

同表色麻町の項中保育所の規定を削り、同表加美町の項中保育所の規定を削り、教育委員会の規定中「課長」の下に「室長」を加え、同表美里町の項教育委員会の規定中「課長」を「局長 課長」に改め、同表南三陸町の項中「看護師長 室長」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則十二―一―二十七

人事委員会規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一 公益財団法人宮城県スポーツ協会の項の次に次のように加える。

― 校長 主任教員 ―

公益財団法人宮城県文化振興財団

仙台市

別表第二地方公共団体金融機構の項を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。